

令和8年三重県議会定例会  
防災県土整備企業常任委員会  
説明資料

◎所管事項説明

- (1) 災害関連死を防ぐための指定避難所の環境改善にかかる取組について・・・1
- (2) 令和7年度に実施したモデル事業の実施結果について・・・・・・・・・・3
- (3) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定に向けた取組について・・・・11
- (4) 新たな南海トラフ地震被害想定について・・・・・・・・・・・・・・・・14
- (5) 石油コンビナート防災アセスメント調査について・・・・・・・・・・18

《別冊1》三重県災害ケースマネジメント促進に向けた指針(避難所閉所検討～応急仮設住宅供与段階) 最終案

令和8年3月12日

防 災 対 策 部



## (1) 災害関連死を防ぐための指定避難所の環境改善にかかる取組について

### 1 背景

近年の大規模災害では、建物倒壊などによる直接的な原因で亡くなる方よりも、避難生活の身体的負担などにより亡くなる「災害関連死」が上回る状況です。災害関連死を防ぐためには、避難所が良好な生活環境となるようスフィア基準に基づく環境改善が急務となっています。

また、国は「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和7年7月改定）」において、スフィア基準を満たすために必要となるトイレ、ベッド等の災害用物資・資機材の備蓄を行っている市区町村の割合を、令和12年度までに100%とする目標を掲げています。

こうしたことをふまえ、現状を把握し対策につなげるため、県内指定避難所の居住スペースや資機材の備蓄に関する状況調査を実施しました。

### 2 調査結果（調査対象避難所：県内29市町1,394か所）

#### (1) 居住スペースの確保

①避難所の一人分のスペースを3.5㎡に置き換えた場合の収容率 (3.5㎡を確保した場合の想定収容人数/現在の避難所収容人数)	57.5%
②3.5㎡の一人分のスペースを確保している避難所の割合 (3.5㎡を確保した避難所数/避難所総数)	4.9%
・協定によりホテル・旅館等を活用して確保：10市町	

※現在の避難所収容人数は、市町によって、一人当たりの居住スペースの考え方が異なります。(1.5㎡～4.0㎡)

#### (2) プライバシー確保やトイレ環境の確保のための資機材の状況

①パーティション等の確保ができている避難所の割合 ・資機材供給による協定により確保：19市町	10.1%
②ベッド等の確保ができている避難所の割合 ・資機材供給による協定により確保：18市町	19.9%
③トイレの確保状況	
ア 50人に1基の常設トイレを確保済〔発災初期の場合〕	87.0%
イ 20人に1基の常設トイレを確保済〔長期避難の場合〕	61.8%
ウ 常設トイレを男女比＝1：3で確保済	7.0%
・協定により確保：16市町	

※今回の調査では、避難所における確保状況を取りまとめたものであり、市町によっては、避難所のほかに防災倉庫での集中的な備蓄や協定締結による流通備蓄等により確保する取組を進めているところもあります。

### 3 県内市町が抱える課題

スフィア基準を満たす避難所の環境改善に取り組む上での市町が抱える課題について、本調査や市町との意見交換を通じて、以下のとおりまとめました。

- ・資機材整備には多くの予算が必要であるが、予算確保が難しい
- ・居住スペースを確保するには、広さや施設が十分でない
- ・スフィア基準を満たす環境の確保時期やイメージを市町単独で検討するのは困難であり、広域で考える必要がある
- ・多様な避難者のニーズに対応できるノウハウが足りない

### 4 令和8年度の取組

令和8年度は以下の取組を実施し、県と市町が一体となって避難所の環境改善を進めていきます。

#### (1) 【拡充】「いのちを守る防災・減災総合補助金」

[R7] 330,588 千円 ⇒ [R8] 397,518 千円 ※対前年度比 20.3%増

津波避難タワー整備やスフィア基準をふまえた避難所の環境改善、孤立地域対策など、市町が取り組む防災・減災対策を支援します。

特に、避難所の環境改善分は令和7年度に比べ倍増します。

[R7] 40,000 千円 ⇒ [R8] 80,000 千円

#### (2) 【新規】「広域避難計画」の策定

大規模災害時など市町で受け入れきれない避難者を域外市町等で円滑に受け入れるための手順等を整理します。

#### (3) 市町における協定締結に向けた支援

市町において民間事業者との連携可能な関係を平時から構築できるよう支援します。

#### 【取組事例】

##### ○大規模災害時における避難所としての使用に関する協定（志摩市）

宿泊施設「志摩地中海村」を大規模災害時に避難所として利用することを目的に協定を締結。

また、地元自治会との合同訓練や市の図上訓練への参加など地域の防災体制構築にも積極的に貢献。



地元自治会との夜間訓練の様子(R7. 12)

#### (4) 専門家との意見交換の実施

多様な避難者ニーズに対応できるよう、被災地の支援活動に従事した専門家を招いて県・市町職員等と意見交換を行い、避難所運営におけるノウハウの習得を支援します。

## (2) 令和7年度に実施したモデル事業の実施結果について

令和6年能登半島地震で明らかになった課題や気づきをふまえ、南海トラフ地震による大規模被害の発生に備え、被災者支援の実効性をさらに高める必要があることから、市町と連携し、次の4つの観点でモデル事業を実施しました。

### 1 4つのモデル事業の取組結果と今後の対応

#### (1) 孤立地域へのドローンを活用した物資輸送

##### ①背景

令和6年能登半島地震では、地震により発生した孤立地域に対してドローンを活用した物資輸送等により迅速な物資提供が行われました。本県は、能登半島と同様の地形であり、孤立地域が発生する可能性があることから、ドローンを活用した物資輸送を円滑かつ迅速に実施できる体制を整えていく必要があります。

##### ②事業概要

##### ア 「ドローンを活用した災害時物資輸送ガイドライン」の作成

- ・ 有識者（国立研究開発法人防災科学技術研究所 内山 庄一郎 主任専門研究員）や、県内市町の意見をふまえ、ドローンの活用上のリスクや注意点、平時の準備から災害時の飛行までの業務手順等をわかりやすく明記したガイドラインを作成しました。（8頁参照）

##### イ 実証調査の実施

- ・ ガイドラインをもとに、離着陸地点や飛行ルートを選定、飛行前点検、物資の積込み、飛行、物資の受け取りといった業務手順を検証するため、2市町（いなべ市、南伊勢町）で実証調査を実施しました。この調査により、ガイドラインにおける業務手順等の妥当性が確認されました。



【物資積込みの様子】



【物資受け取りの様子】

##### ③今後の対応

令和8年3月25日に市町説明会を開催し、本ガイドラインの活用方法を説明します。

令和8年度は、市町職員向けにガイドライン活用のための勉強会を実施するなど、市町における孤立地域へのドローンを活用した物資輸送の取組を支援してまいります。

## (2) 避難所運営に関する専門家との意見交換

### ①背景

令和6年能登半島地震でも、避難生活が長期化する中で避難所の環境改善が大きな課題となりました。スフィア基準をふまえた避難所の環境改善を市町が実践するため、知識やノウハウを習得する必要があります。

### ②事業概要

#### ア 専門家を招いた意見交換会

- 能登半島地震など被災地で支援活動に従事した専門家を招き、多様な避難者のニーズに即した避難所運営の知識やノウハウを習得するため、県及び市町職員を対象とした意見交換会を3回実施しました。

テーマ	災害時に発生するトイレ問題	地域のつながりを生かした避難所運営	女性・子ども視点での避難所運営
開催日	R7. 9. 9	R7. 12. 20	R8. 2. 6
講師	NPO 法人日本トイレ研究所 代表理事 加藤 篤 氏	石川県七尾市矢田郷地区 まちづくり協議会 事務局長 関軒 明宏 氏	(一社)こども女性ネット東海 執行理事 藤岡 喜美子 氏
概略	・能登半島地震で発生したトイレ問題の紹介 ・携帯トイレの設置体験	・地域住民とともに避難所運営を行った経験の紹介	・当事者への配慮を意識した対応の重要性の説明 ・幼稚園などを小規模避難所とした事例などの紹介
参加人数	24人	83人	23人

#### イ 意見交換会の評価、得られた知見等

- いずれの意見交換会も、講師からの事例紹介が示唆に富んでいたこと、参加者によるディスカッションが理解を深めるのに役立ったことなど、参加者から高い評価をいただきました。

##### [トイレ問題]

- 平時からの設置体験を通じて携帯トイレの特長を把握するとともに、使用済み携帯トイレの処理方法を検討する必要性を共有しました。
- 川越町では、今回の意見交換をふまえて、防災訓練において自主防災組織や消防団による携帯トイレの設置体験や、避難所運営にあたる町職員を対象に、携帯トイレを使用した訓練を実施しました。

##### [地域のつながり]

- 災害時に発生した避難所運営の課題を運営者だけで解決するのではなく、避難者にも協力を促しながら、ともに運営することや、地域住民が自主的に運営できるよう日頃から準備する重要性を共有しました。

##### [女性・子ども視点]

- 大人だけでなく、子どもや女性が参加して避難所のあり方を一緒に考える訓練の必要性を共有しました。

### ③今後の対応

今回のテーマに関する気づき等については、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の事例集としてとりまとめ、市町に周知します。

また、令和8年度は、「みえ防災・減災センター」が開催する市町行政職員向け防災研修においてトイレに関する講座等を設けるなど、多くの方が学ぶことができる機会を創出するとともに、新たな意見交換テーマとして、高齢者や障がい者、外国人などの多様なニーズに対応できるよう、市町の要望等を聞きながら開催します。

### (3) 災害ケースマネジメントの導入促進について

#### ①背景

災害発生時においては、「救助・救急、避難所運営、物資供給」などの応急対応が最優先で実施されますが、その後、生活再建に向けて「住まいの確保、医療・福祉サービスの継続、収入の回復」など、中長期にわたる課題が発生します。

行政が支援メニューを用意し、申請に基づき支援する従来の手法では、「制度を知らない」「申請方法がわからない」などの理由により、支援メニューが十分に活用されず、被災者の自立・生活再建に結びつかないことがあります。

このことから、被災者一人ひとりの状況に寄り添い、関係機関が連携して自立・生活再建まで伴走する「災害ケースマネジメント」を導入していく必要があります。

#### ②事業概要

##### ア 「災害ケースマネジメント促進に向けた指針策定研究会」の開催

- ・ 県、市町及び県社会福祉協議会をメンバーとする「災害ケースマネジメント促進に向けた指針策定研究会」を設置し、令和7年7月から令和8年2月までに計6回開催しました。
- ・ 研究会では、災害ケースマネジメントの理解を深める講演会を開催したうえで、被災者の自立・生活再建に向けて支援が本格化する「避難所閉所検討～応急仮設住宅供与段階」における具体的業務を整理し、有識者からのアドバイスを受けて災害ケースマネジメントの実施体制について検討を行いました。

##### ■ 災害ケースマネジメントの理解を深める講演会

〔日時〕 令和7年7月28日(月) 午後2時から午後4時まで

〔場所〕 三重県勤労者福祉会館

〔内容〕 講演

##### (1) 災害ケースマネジメントの取組について

内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官(避難支援担当) 付  
黒濱 綾子 氏

##### (2) 官民連携による被災者支援の取組

倉敷市社会福祉協議会 事務局次長(兼) 地域福祉課長  
佐賀 雅宏 氏

#### 【研究会構成員】

県内市町 (7市町)	桑名市、四日市市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、紀宝町 ※各市町から防災部署、福祉部署を中心に参加	20名
県	防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部	7名
団体	三重県社会福祉協議会	2名
有識者	大阪公立大学大学院文学研究科准教授 菅野 拓 氏	

## イ 「三重県災害ケースマネジメント促進に向けた指針（避難所閉所検討～応急仮設住宅供与段階）」最終案の策定

- ・ 「災害ケースマネジメント促進に向けた指針策定研究会」では、これまでの議論をふまえ、市町が災害ケースマネジメントを実施するにあたっての留意事項や、標準的な実施手順等を整理した「三重県災害ケースマネジメント促進に向けた指針（避難所閉所検討～応急仮設住宅供与段階）」を最終案として取りまとめました。（9頁参照）

### ③今後の対応

今回策定した指針については、県・市町職員・関係団体を対象とした説明会で周知するほか、災害ケースマネジメントの必要性を喚起する講演会を開催します。

令和8年度は、災害ケースマネジメントに関する理解と導入促進を図るため、市町、福祉、士業、NPO、県などの関係団体で構成する会議体の設置や、応急対応を行う様々な機関が持つ被災者情報を収集し、災害ケースマネジメントに活用するための県内共通様式の作成などを進めます。

こうした取組を通じて、県内市町における災害ケースマネジメントの取組を浸透させ、関係機関が連携した被災者支援の取組を促進してまいります。

#### ■ 災害ケースマネジメント講演会・県指針説明会

〔日時〕 令和8年3月17日（火） 午前9時30分から午前11時20分まで

〔場所〕 三重県勤労者福祉会館

〔内容〕 講演・県指針説明

- （1）なぜ、災害ケースマネジメントが必要なのか  
大阪公立大学大学院文学研究科准教授 菅野 拓 氏
- （2）令和6年能登半島地震における災害ケースマネジメントとの実際  
社会福祉法人麦の子会 羽村 龍 氏（元輪島市福祉課職員）
- （3）三重県災害ケースマネジメント促進に向けた指針（避難所閉所検討～応急仮設住宅供与段階）の概要について  
三重県防災対策部地域防災推進課 課長補佐兼班長 石田 学

## (4) 災害発生後の効率的な土地利用

### ①背景

令和6年能登半島地震と奥能登豪雨では、応急仮設住宅の建設候補地が災害廃棄物置場として利用されたケース、浸水エリアに建設された応急仮設住宅が浸水被害を受けたケースなど、災害発生後の土地の活用方法が要因となり市町や応援機関の災害対応に支障をきたしました。大規模災害発生時に県内で同様の事態が発生しないよう、活用できる土地の使用法(※)を市町が事前に整理しておく必要があります。

(※) 救助機関活動拠点、仮埋葬地、応急仮設住宅建設用地、資機材置場、災害廃棄物仮置場等

### ②事業概要

#### ア 「災害対応における土地利用計画作成ガイドライン」の作成

- ・ 有識者(三重大学大学院 川口 淳教授)や県内市町の意見をふまえ、ガイドライン案を作成しました。
- ・ ガイドライン案には、土地利用計画作成の意義・手順や公共用地・施設等のリスト化、市町ごとの必要面積と確保面積との比較、機能配置の調整方法、とりまとめなどを明記しました。
- ・ ガイドライン案をもとに、明和町で実際に「明和町災害時土地利用計画」を作成していただきました。作成を通じて得られた課題や気づきをふまえながら「災害対応における土地利用計画作成ガイドライン」を作成しました。(10頁参照)

#### イ 「明和町災害時土地利用計画」の作成支援

- ・ 土地利用計画の作成にあたっては、明和町の全所属で構成される明和町防災対策プロジェクト会議(5月、8月、12月、2月)に県も参加して助言するなど、明和町における土地利用計画の作成を支援しました。
- ・ 計画には、公共用地・施設等一覧、フェーズごとの機能配置図、公共用地・施設等ごとのカルテが明記されています。

### ③今後の対応

令和8年3月25日に市町説明会を開催し、本ガイドラインの活用方法を説明します。

令和8年度は、市町職員向けにガイドラインの勉強会を実施するなど、市町における土地利用計画作成が進むよう支援してまいります。

## 2 今後の取組

上記のモデル事業で得られた知見をふまえ、発災直後から復旧に至る各フェーズにおいて迅速で円滑な防災・減災対応が可能となるよう、さらなる対策を講じるとともに、市町の取組を引き続き支援してまいります。

## 1 ガイドラインの概要

- 令和6年能登半島地震では、道路の寸断により発生した孤立地域に対して、ドローンを活用した物資輸送等により迅速な物資提供が実施された
- 本県においても、能登半島と同様の地形であり、孤立地域が発生する可能性があることから、ドローンによる物資輸送を円滑かつ迅速に実施できるよう、実証調査を行った上で、「ドローンを活用した災害時物資送ガイドライン」を作成
- ガイドラインには、「ドローン活用上のリスクや注意点」や「発災に備えた準備事項」、「離着陸地点・飛行ルート」の選定ポイント、「申請手続き」、「災害時に適用される特例」などを記載。また、ガイドラインの別紙として安全かつ確実に業務を実施できるようチェックシートを作成



【物資輸送の様子】

## 2 ガイドラインの内容

### (1)ドローンについて

- 災害時のドローンの活用用途や、活用する上でのリスクおよび注意点、飛行レベル、物資輸送実施フロー

### (2)活用体制の整備

- 市町、県、民間事業者、地域住民の発災前・発災後の役割と行うべき事項

### (3)発災に備えた準備

- 発災に備えた準備事項(業務手順)
- 機体(ドローン)を選定する際のポイント
- 離着陸地点および飛行ルートの選定ポイント・留意点
- ドローン飛行に関連する法制度の整理
- 国交省航空局への申請手続きのフロー、手続き方法
- ドローン飛行の可否を判断するための飛行条件の設定
- 飛行訓練の実施
- ドローン飛行中に発生した事故等への対応

### (4)発災時の対応

- ドローン飛行決定後の行うべき事項(業務手順)
- 災害時に適用されるドローン飛行の特例と国交省航空局への申請手続き
- 物資の積載や受け取り時の作業手順・留意点
- 飛行日誌・点検記録を作成する際の留意点

### (5)先進事例紹介

- 先進事例紹介

### (6)チェックシート

- 業務実施チェックシート等(6種類)



【実証調査で選定した飛行ルート】

項目	確認項目
機体の準備	バッテリーの点検・充電を実施した
	機体の外観に損傷や異常がないことを確認した
	搭載機体やセンサーの動作を確認した
送達目的地の選定	中でのアクセスが可能である(機体・備品の運搬や積載の状況確認)
	許可・申請が可能である
	孤立した建物等がない(高い建物や電線、電柱、木々など)
飛行ルートの選定	孤立した地形(問題がない(1)の認定)や崖、谷など、対地高度、通信、風の影響を考慮)
	ドローンが安全に飛行可能である(不可の場合、送達目的地の送達手段の検討)
	被災地の状況が機体の飛行に支障を及ぼしていない
飛行ルートの選定	ルート上の地形・障害物を回避可能なルートを選定した
	第三者がいない可視性が高い場所・通信機高等を考慮してルートを選定した
	ブイバシーは考慮されているか
【チェックシート】	問題はないか 問題あり飛行禁止するルートも関係

【ポイント】

- 被災者の自立・生活再建が早期に進むよう、個々の被災者に寄り添った支援を行う。
- 被災者の抱える多様な課題や行政だけでは難しい課題に対して、職種・団体が連携した体制を早期に構築することをめざす。
- 支援が必要な高齢者や障がい者、生活困窮者などの状況を把握し、支援可能な機関への橋渡しを行う。

【指針の概要】

1 災害ケースマネジメントの対象となる災害	災害の規模、特徴、被災者の状況等をふまえ市町が判断(災害救助法が適用され、避難所が引き続き7日を超えて開設されることが見込まれるときなどが考えられる)
2 実施時期	災害発生直後は住民の避難や救助等の応急対策が中心となるため、復旧・復興期に実施することを基本
3 支援拠点の設置	被災者情報の収集と支援者に必要な情報提供を行う市役所、町役場に設置
4 災害ケースマネジメントの実施手順	以下①～③のとおり

①アウトリーチによる被災者の状況把握

【主な手順】

- 優先的に調査する対象者のリスト化と世帯の分類化を実施（下表参照）
- 訪問者
  - ・ 1チーム最低2名で訪問する。初回は自治体職員による訪問を実施。また、被災状況や目的に応じ専門知識のある人材に同行を求める
  - ・ 信頼関係の構築のため、可能な限り同じ調査員が訪問
- 継続した支援が必要とされた被災者の支援方針の検討・評価を実施

世帯の分類

A：生命・健康リスクが高い世帯	B：生活再建の課題が大きい世帯
C：孤立、見守りが必要な世帯	D：住宅再建、住家課題が中心の世帯

②ケース会議の実施、支援計画の作成

【主な手順】

- ケース会議が必要な被災者を抽出、優先度を設定
- 被災者が抱える課題に対して短期、中期、長期の支援方法を決定
- 支援の優先順位を決定、課題ごとに支援団体の特定、期限等を明記した支援計画を作成

被災者が抱える課題に応じたケース会議を実施  
※複数の課題を抱える被災者も想定される

A：健康・医療、心理・精神的な課題	B：生活再建・家計・就労、孤立防止の課題
C：高齢者の見守り・生活維持の課題	D：障がい者の支援やサービス調整の課題
E：子ども・子育て家庭の課題	F：外国人・多文化対応の課題
G：住まい（住宅）の課題	H：法律課題

③支援のつなぎ、支援の実施

【主な手順】

- 必要に応じてつなぎ先まで同行し、被災者とともに、今後の対応を検討する

考えられる支援のつなぎ先

社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉法人・社会福祉施設、居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所、基幹相談支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、居住支援法人、法律関係（弁護士・司法書士）、ファイナンシャルプランナー、建築士、不動産関係（宅建業者、不動産鑑定士、土地家屋調査士等）、不動産関係（宅建業者、不動産鑑定士、土地家屋調査士等）、建設関係（地域の工務店、UR等）、NPO等

## 1 ガイドラインの概要

- 令和6年能登半島地震と奥能登豪雨では、応急仮設住宅の建設候補地が災害廃棄物置場として利用されたケース、浸水エリアに建設された応急仮設住宅が浸水被害を受けたケースなど、**災害発生後の土地の活用方法が要因となり市町や応援機関の災害対応に支障をきたした事例があった**
- 南海トラフ地震発生時に同様の事態が発生することを防ぐため、**土地の活用方法や必要機能の配置を各市町で事前に整理できるよう「災害対応における土地利用計画作成ガイドライン」を作成**
- ガイドラインの作成にあたっては、有識者の意見をふまえて作成したガイドライン案をもとに、明和町で実際に「明和町災害時土地利用計画」を作成していただき、得られた課題や気づきをふまえて作成

## 2 ガイドラインの内容

### (1) 土地利用計画作成の意義・手順

○ 災害時における土地利用の重要性、**計画作成の手順**

対象機能: 救助機関活動拠点、仮埋葬地、  
 応急仮設住宅建設用地、資機  
 材置場、災害廃棄物仮置場

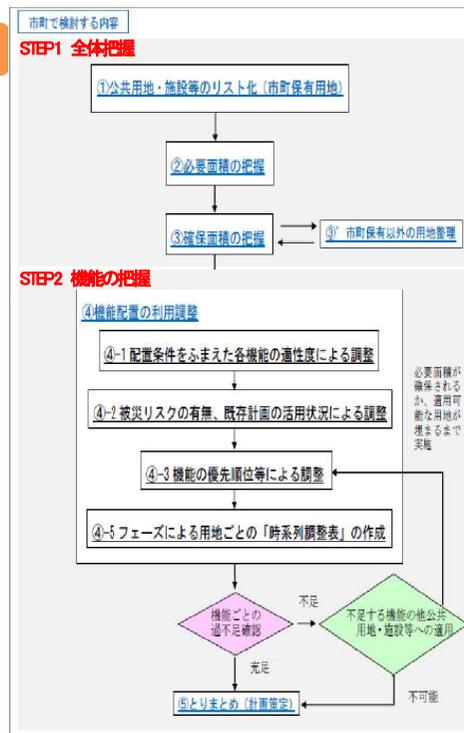
### (2) 公共用地・施設等のリスト化

○ 市町ごとに活用可能な**公共用地・施設等のリスト化**

### (3) 市町ごとの必要面積と確保面積との比較

○ **各機能の必要面積の算出と整理**

○ **必要面積と確保済みの用地面積を比較し、確保面積の整理**



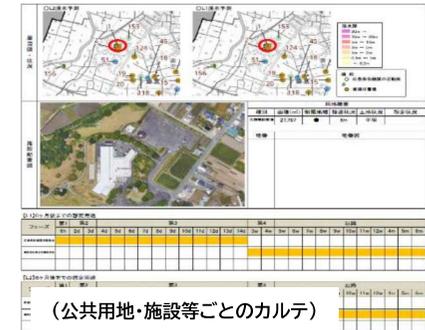
【計画作成の手順】

### (4) 機能配置の調整

- 機能配置に必要な条件(規模、設備、環境)などをふまえ、リスト化した**用地ごとに各機能の適性度を設定**
- **用地ごとに、被災リスク(津波浸水)の有無や既存計画等による活用状況、各機能の優先順位等を整理し、機能配置を調整**
- **フェーズをふまえた用地ごとの「時系列調整表」を作成**

### (5) とりまとめ

○ 「災害時土地利用計画」(計画書、全体配置図、公共用地・施設等ごとのカルテ)としてとりまとめ



# (3) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定に向けた取組について

## 1 津波対策の強化

南海トラフ地震被害想定（平成26年3月）  
（理論上最大クラス）  
死者数 約53,000人  
（うち津波死者数 約42,000人）

### 津波避難対策を推進

津波避難路整備  
避難訓練の実施  
津波避難タワー等の整備への支援  
など

### 津波避難対策を強化

新たな津波浸水想定をふまえ  
津波災害警戒区域の指定

## 2 津波災害警戒区域の概要

### 【津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月施行）】

東日本大震災から得た「災害には上限はない」という教訓のもと、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、ハード・ソフトの施策を総動員させた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進するための法律（平成23年12月27日施行）

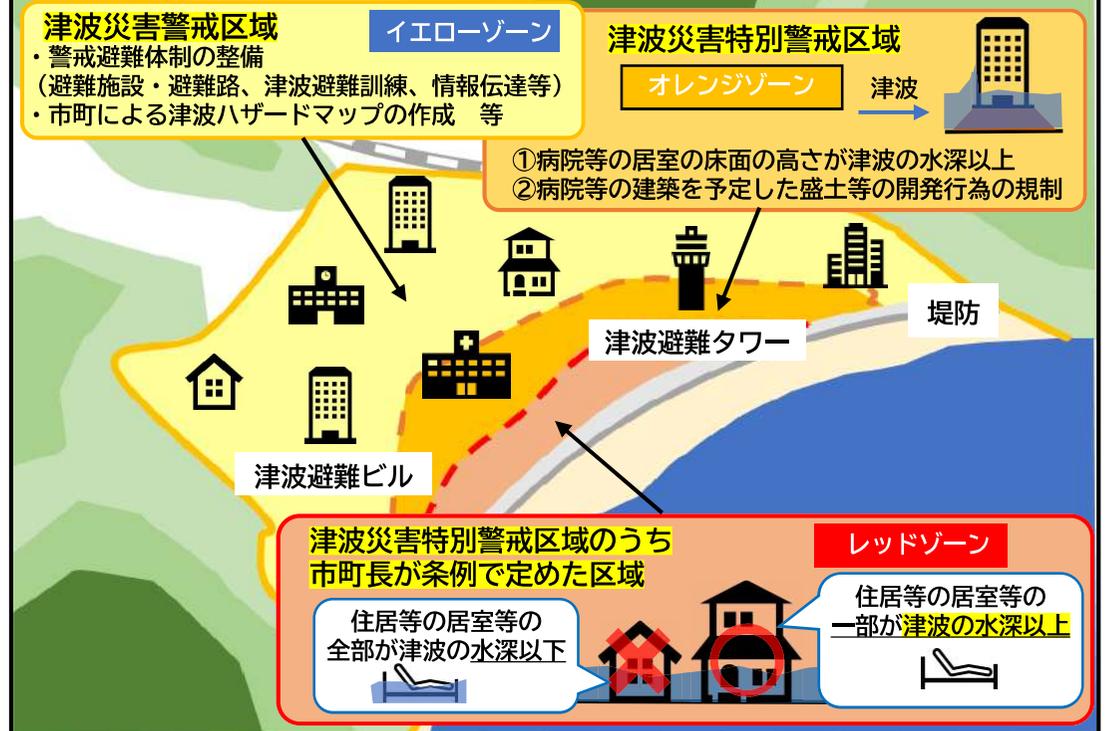
### 津波災害警戒区域（イエローゾーン）【法第53条】

○津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を整備し、いざというときに津波から「逃げる」ことができるよう、**県知事が指定する区域**

### 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン・レッドゾーン）【法第72条】

- 津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域で、一定の建築物の建築や開発行為に対して規制をかけ、住民等が建築物の中にも津波を「避ける」ことができるよう、指定する区域
- 一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築及びそのための開発行為が規制の対象となる。
- 県知事が指定する「オレンジゾーン」と、オレンジゾーンの中に住宅等の建築及びそのための開発行為を市町条例により規制の対象に追加する「レッドゾーン」がある。

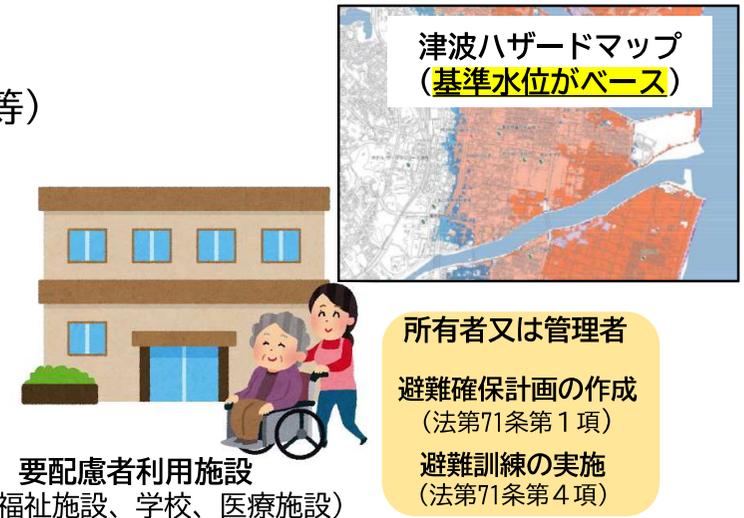
### 「津波災害警戒区域」と「津波災害特別警戒区域」のイメージ



### 3 津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定の効果

南海トラフ地震による津波が発生した場合の警戒避難体制の整備が促進されることで、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができる

- 【市町】市町地域防災計画への津波警戒避難体制に関する事項の記載（津波避難訓練の実施、避難促進施設（要配慮者利用施設など）の指定等）
- 【市町】津波ハザードマップの作成・周知（基準水位に基づく）
- 【施設所有者・管理者】避難促進施設における避難確保計画の作成、津波避難訓練の実施  
※津波災害警戒区域内にあり、市町地域防災計画に位置付けられた施設に限る
- 【不動産業者】宅地建物取引業に基づく重要事項説明（宅地建物取引業法施行規則第16条の4の3）



### 4 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定

○津波浸水想定（※1）の浸水区域を基本とし、「警戒区域」と「基準水位（※2）」を明らかにして指定

※1 津波浸水想定

津波による「浸水区域」と「浸水深」を示すもの

※2 基準水位

津波が建築物に衝突する時点の水位上昇（せき上げ）を考慮した水位

○関係市町長の意見を聴き、知事が指定する



## 5 令和7年度の取組

### ①沿岸19市町訪問（5月上旬～7月上旬）

- 警戒区域指定にかかる取組スケジュールを共有
- 指定に関する要望・課題等の意見交換

### ③沿岸19市町説明会（12月11日、18日）

- 具体的なスケジュールを共有・意見交換
- 津波災害警戒区域（素案）を提示
- 沿岸19市町と「指定区域」の調整を開始



### ②津波災害警戒区域指定基準の作成

三重県南海トラフ地震対策検討会議（※）（令和7年8月5日）の意見をふまえ、指定基準を作成

#### 【指定基準】

- 最大クラスの津波浸水想定に定める浸水想定区域（浸水深1 cm以上の区域）を基本とする。
- ただし、浸水域に囲まれた狭隘な土地や浸水域外側の直近の町丁目界、町内会、道路等の地形地物までの地域を区域に含めることも可能とする。

※「南海トラフ地震被害想定」を検討するために設置した、学識経験者を中心とした有識者会議（令和6年9月設置）

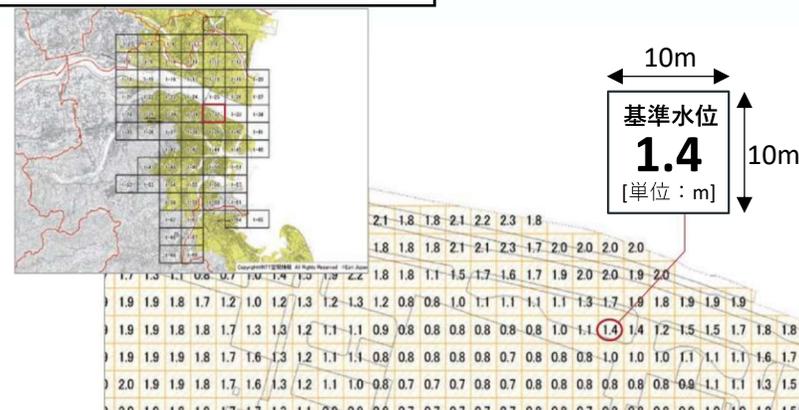
### ④津波災害警戒区域（最終案）の作成

- 令和8年3月末までに「津波災害警戒区域（最終案）」作成

## 6 令和8年度の取組（予定）

- 4月～ 津波災害警戒区域の指定案（公示用）の作成
- 6月～ 県と市町による区域指定に関する住民への説明
- 夏頃 区域指定案の事前公表（1か月程度）（県HP）
- 秋頃 区域指定にかかる県から市町長への意見聴取（法第53条第3項）
- 意見聴取後 津波災害警戒区域及び基準水位の公示（法第53条第4項）  
※津波災害警戒区域の指定・公表（県HP等）

### 津波災害警戒区域の指定イメージ



# (4) 新たな南海トラフ地震被害想定について

## 1 目的

- 三重県では、平成25年度に作成した南海トラフ地震被害想定をふまえ、地震・津波対策を推進
- 平成25年度の被害想定から10年余が経過したことから、この間の社会状況の変化（人口減少・インフラ整備等）や、能登半島地震等の教訓、国の南海トラフ地震被害想定（令和7年3月31日）をふまえ、新たな南海トラフ地震被害想定を作成
- 新たな南海トラフ地震被害想定結果をふまえ、南海トラフ地震に特化した条例や計画を策定

## 2 新たな南海トラフ地震被害想定作成にあたっての基本的な考え方

### 能登半島地震等の教訓

- 避難生活等が原因で亡くなる「災害関連死」が多数発生
- 元日に発災したため避難が必要な観光客等が多数発生
- 被災者と一緒に避難が必要なベッタが多数発生
- 道路の寸断により孤立地域が多数発生
- 耐震性の低い木造住宅を中心に住家被害が多数発生
- 災害対応に必要な人員や資機材が不足



### 基本的な考え方（3つの視点）

- ①大規模地震災害の教訓等から明らかとなった **新たなリスクやニーズに対応**する
- ②地域特性をふまえたきめ細かなリスク分析により、**地域の災害リスクを明確化**する
- ③迅速に復旧活動を進めるため、**災害対応に必要なリソースを定量的に把握**する

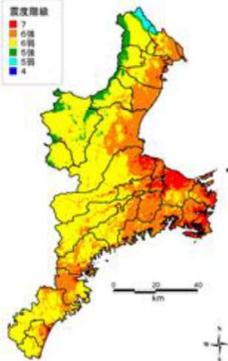
## 3 新たな南海トラフ地震被害想定の内容

### ハザード項目（全5項目）

<どのような状況が発生するのか>

<b>地震動</b>	<b>斜面災害</b>
・震度分布	・急傾斜地等崩壊危険箇所分布
<b>長周期地震動</b>	<b>津波</b>
・長周期地震動階級分布	・津波浸水、津波到達時間 等
<b>液状化</b>	
・液状化危険度分布	

例：震度分布図



### リスク項目（全35項目）

<どのような被害が発生するのか>

<b>人的被害</b>	<b>災害関連死</b>	<b>孤立地域</b>
・死者数、重傷者数 等	・災害関連死者数 等	・孤立可能性のある集落数
<b>建物被害</b>	<b>避難者</b>	<b>ライフライン</b> (電気・上水道・下水道 ・ガス・通信)
・全壊棟数、半壊棟数 等	・避難所避難者数 等	
<b>火災被害</b>	<b>避難所</b>	・停電率、断水率 等
・炎上出火件数 等	・避難所収容能力不足数	<b>等</b>

### 被災シナリオ

- 南海トラフ地震の被害を県民等に自分事として捉えてもらうため、地震や津波が発生した場合に起こり得る状況をわかりやすく文章で示したもの
- 北部のゼロメートル地帯や南部のリアス式海岸地域等の地域的な特徴や、行政、県民、企業・事業者といった多様な主体に応じて様々なパターンを作成 ⇒例) 津波到達時間の早い沿岸部の地域で暮らす高齢者世帯 等

## 4 新たな被害想定公表

○新たな被害想定公表時期について、令和8年3月の一括公表を予定していたところ、国における被害想定手法見直し等の動きをふまえ、三重県における想定手法についても再検討が必要になったことから、令和7年度及び令和8年度の2か年に分けて公表

### (1) 被害想定手法の見直し

#### ①能登半島地震における災害関連死者数の増加

・能登半島地震における災害関連死者数が増加し続けており、当初想定していた災害関連死者数の想定手法の妥当性を検証する必要

※ 能登半島地震における災害関連死者数

国被害想定作成時：313人（令和7年3月8日時点） ⇒ 470人（令和7年12月25日時点）

#### ②国における新たな動き

・国が被害想定精度向上及び高度化を図るため、1月23日に「定量的弱部分析手法等検討会」（座長：名古屋大学福和伸夫名誉教授）を設置し、災害関連死の推計手法の見直しを開始

### (2) 公表の考え方

○以下の項目について、令和8年3月末に開催する三重県南海トラフ地震対策強化推進本部において公表

・新たな被害想定に基づき住民に安全に避難してもらうため、市町のハザードマップ作成等に関するハザード項目（全5項目）

・リスク項目のうち様々なリスクの推計のベースとなる3項目（人的被害・建物被害・火災被害）

○あわせて、県HPにおいて市町別の想定結果を掲載

#### 令和7年度公表

- ・ ハザード項目（全5項目）
- ・ リスク項目（3項目） 人的被害・建物被害・火災被害

#### 令和8年度公表

- ・ リスク項目（32項目） 災害関連死・避難者・孤立地域 等

## 5 令和8年度以降の取組予定

### (1) 被害想定結果の公表

○令和8年度は、「三重県南海トラフ地震対策検討会議」を3回程度開催して有識者からの意見をいただきながら取りまとめを進め、令和8年の秋ごろを目途に公表予定

### (2) 被害想定結果をふまえた主な取組

○新たな南海トラフ地震被害想定をふまえ、南海トラフ地震対策に特化した条例の作成を推進

○あわせて、被害を最小化するための具体的な対策を取りまとめた南海トラフ地震対策に特化した計画の作成に着手

## 参考：これまでの取組状況

### (1) 有識者の設置

#### ①有識者会議の設置

学識経験者を中心とした「三重県南海トラフ地震対策検討会議」を設置  
(令和6年9月) (敬称略)

氏名	所属及び役職
河田 恵昭 (委員長)	関西大学 社会安全研究センター センター長
福和 伸夫 (委員長代理)	名古屋大学 名誉教授
今村 文彦	東北大学 災害科学国際研究所 教授
川口 淳	三重大学大学院 教授
齋藤 富雄	関西国際大学 名誉教授
菅野 拓	大阪公立大学大学院 准教授
富田 孝史	名古屋大学 減災連携研究センター 副センター長・教授
沼本 晋也	三重大学大学院 准教授
松川 杏寧	兵庫県立大学大学院 准教授
原田 育郎	津地方気象台 台長
日置 和宏	伊勢市 危機管理部 部長
堀 勝之	紀宝町 防災対策課 課長
田中 誠徳	三重県 防災対策部 部長

#### ②開催実績

##### 【令和6年度】

第1回：令和6年9月2日  
第2回：令和7年1月29日  
第3回：令和7年3月26日

##### 【令和7年度】

第4回：令和7年8月5日  
第5回：令和7年11月12日  
第6回：令和7年12月24日  
第7回：令和8年1月21日  
第8回：令和8年2月20日  
第9回：令和8年3月19日



▲ 第5回会議の様子

### (2) 市町との情報共有等

#### ①説明会の開催

第1回：令和7年4月30日 第2回：令和7年9月11日 第3回：令和8年3月13日

#### ②市町への個別説明 令和7年10月20日～11月5日

- ・ ハザード想定結果（速報）をもとに、各市町役場を個別に訪問して説明

リスク項目一覧

分類	番号	被害想定項目	主な推計・予測内容
人的被害リスク	1	人的被害	死者数、重傷者数
	2	【新】災害関連死	【新】災害関連死者数
	3	避難者	避難者数（強：避難所外避難者を含む）
	4	【新】要配慮者	【新】要配慮者数
	5	帰宅困難者	帰宅困難者数（強：観光客等を含む）
	6	【新】避難所	【新】避難所対応力
	7	【新】避難ペット	【新】避難者と一緒に避難するペット数
	8	医療機能支障	医療対応力不足数
	9	【新】福祉機能支障	【新】介護施設等の収容能力不足数
	10	【新】し尿処理機能支障	【新】仮設トイレ必要数
	11	【新】保健衛生・防疫機能支障	【新】保健衛生・防疫面のリスク
	12	【新】火葬機能支障	【新】火葬場の被災・機能支障リスク
	13	【新】エレベータ閉じ込め	【新】エレベータ閉じ込め者数
物的被害リスク	14	建物被害	全壊棟数、半壊棟数
	15	火災被害	炎上出火件数、【新】津波火災件数
	16	ライフライン（電力）	停電軒数、停電率
	17	ライフライン（上水道・【新】工業用水）	断水人口、断水率
	18	ライフライン（下水道）	下水道機能支障人口、下水道機能支障率
	19	ライフライン（ガス）	供給停止戸数、供給停止率、【新】（LPGガス）機能支障世帯数
	20	ライフライン（通信）	不通回線数、不通回線率
	21	交通施設被害	緊急輸送道路・港湾（漁港）・ヘリポート等の被害及び復旧見込期間

分類	番号	被害想定項目	主な推計・予測内容
物的被害リスク	22	【新】危険物施設被害	【新】危険物施設の被災リスク
	23	【新】ため池被害	【新】ため池の被災リスク
	24	【新】文化財	【新】文化財の被災リスク
	25	【新】沿岸部の津波固有被害	【新】太陽光発電設備等、津波浸水による様々なリスク
	26	災害廃棄物	災害廃棄物発生量、【新】仮置場必要面積
	27	一般廃棄物	一般廃棄物量
	社会・経済被害リスク	28	孤立地域
29		住機能支障	仮設住宅必要戸数
30		【新】教育機能支障	【新】学校の被災リスク
31		【新】生業被害	【新】各種産業の被災リスク
32		経済被害	直接経済被害額
33		物資	災害時に必要な物資需要量
34		【新】災害対策所要人員・資機材	【新】災害対応に必要なとなる人員
35		【新】災害対策所要経費	【新】災害対応に必要なとなる経費

令和7年度に公表する項目

- ※【新】は新たに設定した被害想定項目
- ※（強）は取組を強化した（詳細な分析を加える）項目

# (5) 石油コンビナート防災アセスメント調査について

## 1 目的

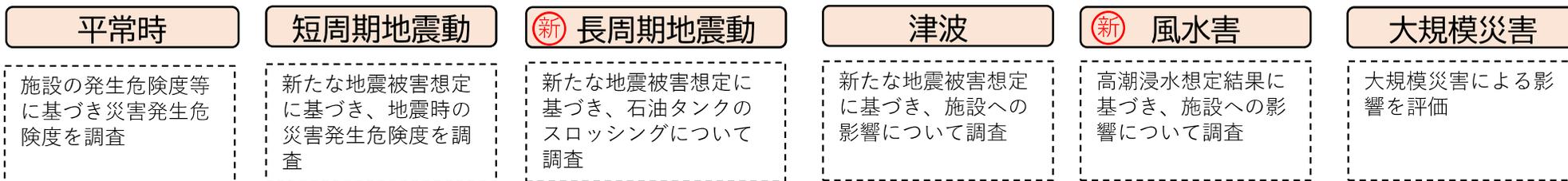
- 三重県では、平成25年度に実施した石油コンビナート防災アセスメント調査をふまえ、三重県石油コンビナート等防災計画を策定し、防災対策を推進
- 平成25年度の調査から10年余が経過したことから、この間のコンビナート事故などの事例や国の南海トラフ地震被害想定（令和7年3月31日）、県の新たな南海トラフ地震被害想定をふまえ、石油コンビナート防災アセスメント調査を実施
- 石油コンビナート防災アセスメント調査結果をふまえ、三重県石油コンビナート等防災計画を改訂

## 2 石油コンビナート防災アセスメント調査の概要

○石油コンビナートにおいて発生する可能性のある災害の想定をできるだけ客観的かつ現実的なものとするため、「石油コンビナートの防災アセスメント指針（平成25年3月消防庁特殊災害室）」に基づき実施

### 調査項目

※短周期地震動、長周期地震動、津波は新たな南海トラフ地震被害想定に基づき実施



## 3 技術検討会の設置

○調査を実施するにあたり、コンビナートに特有の災害について専門的見地からの指導及び助言いただくため、学識経験者、関係行政機関、事業者で構成する「三重県石油コンビナート防災アセスメント調査技術検討会」を設置（令和7年7月）

氏名	所属等
小川 輝繁（座長）	横浜国立大学 名誉教授
座間 信作	横浜国立大学総合学術高等研究院次世代工学システムの安全科学研究ユニット 客員教授
鈴木 泰之	三重大学 名誉教授
松田 厚司	四日市市消防本部予防保安課 課長
先川 宣	海上保安庁四日市海上保安部警備救難課 課長
内山 義孝	四日市コンビナート地域防災協議会
中条 孝之	三重県防災対策部 コンビナート防災監

## 4 これまでの取組状況（令和6年度～7年度）

### <令和6年度>

- ・ コンビナート事業所に対するコンビナート施設の現況調査の実施
- ・ 気象データやコンビナート事故事例などの災害想定に必要な情報の収集など

### <令和7年度>

- ・ 学識経験者、関係行政機関、関係団体で構成する**石油コンビナート防災アセスメント調査技術検討会を設置し**、別途検討が進められている南海トラフ地震の被害想定の見直し（震源モデルや地震動予測など）結果や近年のコンビナート事故などの事例をふまえた災害想定の見直しを実施

#### 【石油コンビナート防災アセスメント調査技術検討会の開催状況】

第1回 令和7年 7月 4日（金）

防災アセスメントの調査内容、基本概念及び評価対象施設、評価方法について検討

第2回 令和7年12月26日（金）

調査項目毎の評価について検討

第3回 令和8年 2月16日（月）

調査項目毎の評価、防災対策の基本的事項、報告書案について検討

## 5 今後の予定

- 令和7年度中に石油コンビナート防災アセスメント調査結果を公表予定
- 石油コンビナート防災アセスメント調査結果をふまえ、三重県石油コンビナート等防災計画の見直しに反映するとともに、コンビナート施設の防災対策の検討に活用できるよう、防災関係機関及び事業者へ情報提供
- 今回の検討で新たに得られた想定される災害事象に対しても的確に対応できるよう、コンビナート事業所や防災関係機関などと連携し、コンビナートの防災対策を強化



▲ 四日市コンビナートの様子